

開発行為及び建築確認同意指導等に係るはしご車の指導基準

平成 16 年 10 月 1 日

平成 30 年 6 月 15 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

1 総則

この基準は、はしご車の消防活動の確保に関する最低基準を定めることを目的とする。

2 用語の意義

この基準において、用語の意義は次に定めるところによる。

- (1) はしご車 はしご付き消防自動車（ポンプ付を含む）、屈折はしご付き消防自動車（ポンプ付を含む）をいう。
- (2) 進入路 はしご車が、開発行為区域（以下「開発区域」という。）の4階以上の予定建築物（以下「予定建築物」という。）又は4階以上の建築物（以下「中高層建築物」という。）に至るまでの道路、通路及び空地等をいう。
- (3) 部署位置 開発区域の予定建築物又は中高層建築物の消防隊進入口等の直下にはしご車がはしごを有効に伸梯できる地上部分をいう。

3 審査及び指導

- (1) 開発区域の予定建築物及び中高層建築物には、進入路等を設置しなければならない。
- (2) 進入路等は、開発区域内又は中高層建築物の敷地内に確保するものとする。ただし、進入路を経ることなく部署位置を開発区域外又は中高層建築物の敷地外の道路等で確保できる場合は、この限りではない。
- (3) 進入路は、次のアからカまでに適合しなければならない。
 - ア 進入の妨げとなる門、塀、電柱、架線、植栽及び看板等の障害物が存しないものであること。ただし、容易に移動できるものにあつてはこの限りではない。
 - イ 進入路幅員及び進入路出入口幅員は4メートル以上であること。
 - ウ 段差は、10センチメートル未満であること。この場合において、勾配のある進入路上の段差は、その状況に応じ決定する。
 - エ はしご車荷重21トン以上に耐えられるものであること。
 - オ すみ切りは、第1図に基づくものであること。
 - カ 進入路に車両進入防止柵等が設けられている場合は、移動又は取外しが可能なものであること。
- (4) 部署位置は、次のアからエまでに適合しなければならない。
 - ア 部署位置の設定箇所は、消防隊進入口ごと又は開放廊下若しくはバルコニーの

主要部分に確保すること。

イ 部署位置の上部には、架線・看板等の障害物が存しないこと。

ウ 部署位置内には、段差がないこと。

エ 勾配は、5パーセント未満であること。

オ 開発行為にかからないはしご車の消防活動の確保に関する指導については、建築物に避難上有効な施設等が設けられている場合は、この基準によらないとすることができる。

(5) その他、技術上、構造上及び設置上の基準については、各市町の都市計画担当課（係）及び消防担当課（係）の指導を遵守すること。

4 消防活動用空地

消防活動用空地についての指導については、消防水利の同意事務に直接な関係はないものの、警防活動上重要なスペースであることから、災害に強い町づくりを目指す各市町都市環境づくりの一翼を担う開発行為においても、十分確保されるべきスペースである。

(1) 開発区域内に、中高層建築物（4階以上の建築物、マンション及び共同住宅等）を建築する場合、以下の基準に基づき指導を行う。

ア 進入路幅員は4メートル以上で、かつ道路等の屈曲又は交差部は、幅員に応じたすみ切りをとること。

イ 進入路及び活動空地の構造は、はしご車荷重 21 トン以上の通行等に耐える地盤支持力を有すること。

ウ 進入路の勾配は 10 パーセント以下であること。

エ 進入口には、原則としてくぐりを設けないこと。やむを得ずくぐりを設ける場合は、その直下に地面面から 4メートル以上とすること。

オ 空地の広さは、幅 6メートル以上、長さ 12メートル以上とすること。

カ 空地の設置間隔は、40メートル以下とし、かつ有効に活動できる位置であること。

キ 空地の勾配は、縦、横 5パーセント以下とすること。

ク 空地と建築物の間隔は、5メートル以下とすること。また、その位置は次のとおりとする。

(ア) 空地及びその周辺の上空には、はしご車等のはしご伸梯及び旋回に支障となる工作物等を設置しないこと。

(イ) 共同住宅に係る空地は、バルコニー側に設置すること。

5 活動空間

伸長したはしご車の周囲（上下、左右）には、十分な活動空間を確保すること。

なお、この場合の架空電線等（100ボルト～6000ボルト）にあつては、隔離距離を十分とれるようにすること。

6 はしご架梯箇所

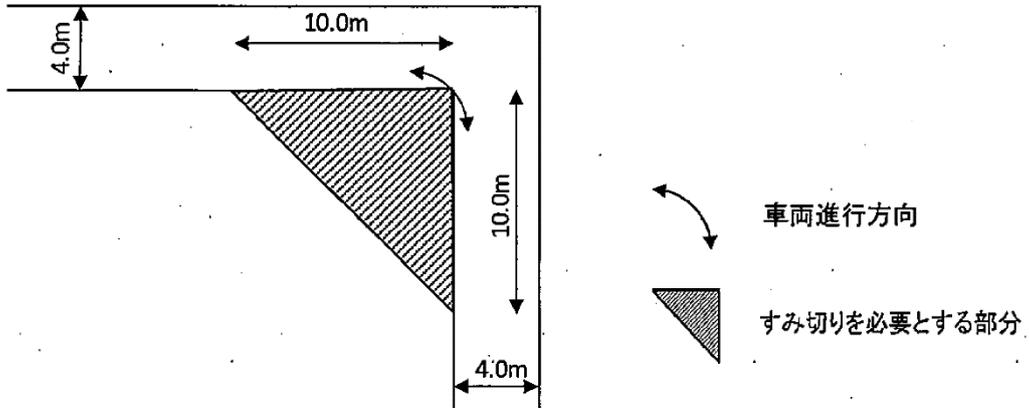
建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 126 条の 6 により設けられた非常用
進入口（代替開口部含む）には、はしご車を架梯できるようにすること。

7 住宅団地等

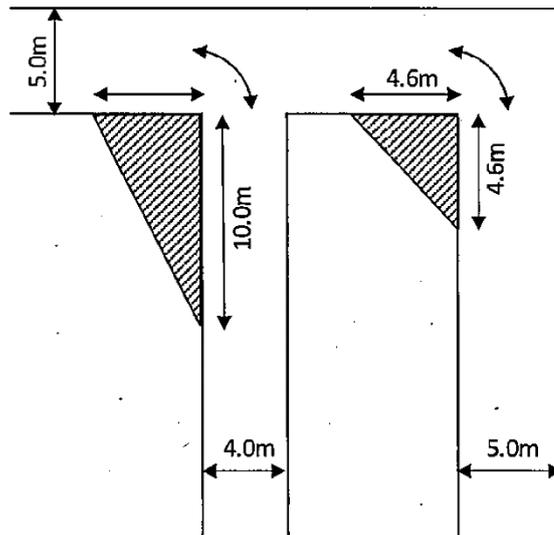
共同住宅等の各住戸から 2 方向避難が確保されないものについては、原則として各住
戸の出入口側とバルコニー側の 2 面に、はしご車を架梯できるようにすること。

(第1図)

① 幅員4mの場合



② 幅員5mと4m・5mの場合



③ 幅員6mと4m・5m・6mの場合

